

## 田辺藩における

## 村方騒動の一例

新宮美雄

としてほしいと訴えている。

：はじめに：

村方騒動といえるかどうか疑問であるが、資料の中にそういうことばが使つてあるのをここでも、一応そう呼ぶことにした。この騒動は、今を去る百七十余年前の寛政年間、桑飼上村に起つた事実である。

この事については、次にあげる文書を資料として調べたもので、故老の言い伝えとしては現在残っていない。随つて不明の所も多いが、それは今後の研究課題として残すことにして、取あえず、わかる所をできるだけ資料に忠実にまとめてみようと思う。

以下、簡単に資料についての説明を加えておく。

(1) 乍恐奉願口上之覚 寛政十一年二月

これは、水呑小百姓より、大庄屋伊左エ門へ願い出たものの控で、新しい割物仕法が百姓を苦しめるので、前の通りにも

(2) 奉願口上之覚

(1)のあと、一度大庄屋から呼出しがあり、その後、重ねて訴えの内容を補足したものである。やはり、小百姓からの願書で、これは下書きらしく、推敲のあとがそのまま残っている。

この二つで、水呑小百姓の訴えの趣旨が大体わかる。

(3) 乍恐口上之覚

これは、中途までしか書いてないので差出人も、内容も充分わからぬが、文面から想像すると、庄屋が、四年以前に、新しい割物仕法に変えるようになった當時の経過などについて、大庄屋へ報告したものと思われる。

(4) 済口一札事 寛政十一年未七月

これは、桑飼上村惣百姓としたものと惣百姓百五十名が名を連ね、そのあとに

(5)

さきの騒動後十二年たつて、こんどは四良右エ門が、奉行所へ訴え出、それについて、奉行所から村の惣百姓に質問があり、その返答書である。推敲のあとのある下書きと、中途まで清書したものとの二通がある。後者は、「乍恐奉申上御返答書之事」となっている。

前五通の文書を補充して、騒動に至るまでの経過と、当時の村の状況を、かなり明確に知ることができる。また、それと共に、元禄頃より寛政に至るまでの、村内の状況の一端をのぞかせる資料ともなって、興味深い。

（その一）  
一 水呑小百姓より、大庄屋への願書

年寄、庄屋が署名し、それに近村庄屋が奥書したものの一通がある。文面は同じであるが、後者は控であろう。大庄屋宛になつていて、事件解決についての大庄屋の取計らいを納得した一札である。

(6) 奉誤一札事 寛政十一年未ノ七月

四良右エ門、徳兵衛兩人とその親類が連判で、大庄屋にあやまつた一札で、これも控であろう。

(7) 奉誤一札事

四良右エ門、徳兵衛兩人とその親類が連判で、大庄屋にあやまつた一札で、これも控であろう。

この騒動は大変複雑で、一体どこから手をつけて説明をしたらよいか迷うのであるが、まず順序として、寛政十一年二月に、水呑小百姓が大庄屋伊左エ門に訴え出た、願書から説明するのがよさうである。

少し長くなるが、全文を掲げることとする。

乍恐奉願口上之覚

一 当村諸割物先年より割物之儀何ニ而茂少々斗家掛残は高割ニ御座候所四年以前四良右エ門徳兵衛右兩人申候は此割ニ而有奉存候

一 諸割物之義家江掛り候物茂高持より用捨ヲ請來リ候所四年以前辰之年四良右エ門徳兵衛申候は是迄之割ニ而は小百姓之卒以御慈非ヲ御割替被仰付被為下候は難

は上エ下共割合悪舗候故從是下々為救相改割替可申候と申候而印形迄被為致候所近年之割替之義は小百姓難義相成候故何

一、社堂割先年は少々宛家江掛残りは高割ニ而御座候所近年は高江少シ掛皆家割ニ而御座候此儀ケ様相成候而は小百姓は不残潰レ申候何卒先規之通奉願候

一、竈役宿米前々は物割ニ而御座候所近年家割ニ相成候此儀ケ様相成候而は立行不申候先規之通奉願候

一、運上銀之儀先年は家江少々斗掛残りは皆高割ニ而御座候所近年不残家割ニ御座候ケ様相成候而は小百姓相立不申候

一、丁送リ三拾石高持茂堀人前三石高持堀石又は五斗高持ヘ茂堀人前ニ而は甚難儀右之通之村割ニ而御座候故水呑小百姓皆々難儀ニ相成申候何卒以御慈非ヲ先規之通小百姓立行申候様被仰付被為下候は難有奉存候

以上通りである。ことさら取立てて説明することはないと思うが、要するに「四年以前に百姓たちが出した願書がないので、それがどんな内容のものであつたか、また、四良右エ門らは、百姓たちをどのように説得したのか不明である。大庄屋や村役人もその願書を見て「不得心思召候得共小百姓水呑等達而願ひ候ニ付被任其意」三年新法割方ニテ参申候所」（乍恐奉上返答書）である通り、すぐ許可したのではないか。なぜ自分達の不利益になることを願い出るのか、小百姓達の真意をはかりかねたからである。「達而願ひ候ニ付」ということは「：村方御役人迄願出候所不宜思召候哉御差留メ被成候得共押而相願申候ニ付人々口書ニ印形御取被成願之通被仰付候所」（済口一札事）をさすの

重ニも御免被成下以御慈悲ヲ割物等先規

寛政十一己未年

水呑

大庄屋は「御聞届ヶ被成早束組頭百姓中呼出シ御座候て御聞記シ被成候上大キニ御志か  
り被成」た。しかし、「皆々中々納り不申拠なく、下村（註桑飼下村）庄屋伝之丞被參」  
先役新兵衛役中の惣遣帳、人足帳を百姓中へ読み聞かせた。

ところが、「それより段々村中大へんに相成」つたので、善右エ門は大庄屋へ事情を説明して、「私若人ニテハ中々村方納リ不申と存し退役相願可申」旨申し出た。そこで、大庄屋は「地頭村の吉左エ門に加役被仰付」村方を鎮めようとしたが、中々納まらなかつた。

これらあたりは、全く四良右エ門のベースで事が運ばれている。たくみに百姓中を組織して、庄屋に圧力をかけている。百姓は、先役新兵衛、現庄屋善右エ門のどんな点に不満を持って、四良右エ門のせん動に乗つたのか？…やはり、新兵衛の村方の会計に不正があつたのか。現在の資料だけではわからぬ。しかし、これだけの騒動となるからには四良右エ門が指摘し、百姓をせん動する何らかの理由があつたのだろう。前にあげた資料は庄屋側の一方的な資料で、自分たちに都合の悪い事は頗るまじめをしているということは充分考えられるから…。

それから、次のこともいえるのではないかと思う。それは、桑飼上村の旧勢力（註善右エ門、新兵衛、治助等いずれも宇谷の新宮氏）に対する、新興勢力四良右エ門の感情的な対立である。この点に関しては、水呑小百姓たちにも四良右エ門と共通する、何らかの感情的な不満があつただろうということは、当然想像され、四良右エ門は、それをたくみに利用したのであろう。このことは、後で述べる部分で或程度はつきりするものと思われる。

そして、その年（註寛政八年）十一月「私共（註庄屋善右エ門）愚聞事ニ付大坂江参り留守中に割物寄会仕候節御用入足之ニ付」、「乍恐口上之覚」はここで切れていく。しかし、このつづきは「其上庄屋方の諸帳面ニ付」をかけ消し割替新規にいたし：」（乍恐奉差上返答書）「百姓之頭取いたし庄屋役所押掛勘定方諸割物ニ至まで古キを潰シ新方之事斗願出」：（全右）という事が書かれたであろうという事が想像される。

四良右エ門らが、庄屋の帳面を消したのはどんな事柄だったのか。「奉願口上之覚」によつて調べて見よう。

「先達而別書差上候ニ付呼出之節外ニ以  
口上申上候所金次郎様（註大保村庄屋）された」という事だけで片付けられるものだらうか。そのほかに、何か別の理由があつたのである。この所、状況がはつきりしかねるが、深く立ち入らないことにする。」

それにしても、家割を多くし、高割を少なくすれば、諸割物は下の者に多くかかり、そくすれば、百姓たちを説得したのか、不思議である。それなのに、百姓たちになぜそれがわからなかつたのか、四良右エ門らは、どんなに巧妙に百姓たちを説得したのか、不思議である。

その時の状況は、「百姓之頭取いたし庄屋役所押掛け勘定方諸割物ニ至まで古キを潰シ新法之事斗願出村方小百姓水呑等ニ徳分付候由為申聞所々方ニ寄合いたし候処小百姓水呑等ハ皆々愚意者共ゆヘ徳分と申ニ迷ひ其意得心いたさせ新法ノ割方を願ひ出し」（乍恐奉差上返答書）という事ぐらいしか、くわしいことはわからない。

しかし、百姓たちが四良右エ門らに賛同した理由を単に、「…愚意者共ゆヘ徳分と申ニ迷ひ…」（全上）または、「愚昧之者共故何之無思慮」（乍恐奉願口上之覚）と、すべて「水呑小百姓たちが馬鹿だったから、だましまった」（乍恐口上之覚）

それにして、家割を多くし、高割を少なくする。この所、状況がはつきりしかねるが、深く立ち入らないことにする。」

それにしても、家割を多くし、高割を少なくすれば、諸割物は下の者に多くかかり、そくすれば、百姓たちを説得したのか、不思議である。それなのに、百姓たちになぜそれがわからなかつたのか、四良右エ門らは、どんなに巧妙に百姓たちを説得したのか、不思議である。

その時の状況は、「百姓之頭取いたし庄屋役所押掛け勘定方諸割物ニ至まで古キを潰シ新法之事斗願出村方小百姓水呑等ニ徳分付候由為申聞所々方ニ寄合いたし候処小百姓水呑等ハ皆々愚意者共ゆヘ徳分と申ニ迷ひ其意得心いたさせ新法ノ割方を願ひ出し」（乍恐奉差上返答書）という事ぐらいしか、くわしいことはわからない。

しかし、百姓たちが四良右エ門らに賛同した理由を単に、「…愚意者共ゆヘ徳分と申ニ迷ひ…」（全上）または、「愚昧之者共故何之無思慮」（乍恐奉願口上之覚）と、すべて「水呑小百姓たちが馬鹿だったから、だましまった」（乍恐口上之覚）

その当時のことを行「乍恐口上之覚」によつて、もう少しくわしく調べてみよう。

「庄屋善右エ門は、四年以前の寛政七年四月に庄屋役を仰せ付けられた。そして、その相役として弥惣兵衛（註寛政三と五年頃就任）が勤めていた。ところが、弥惣兵衛は六月に死亡した。それで、善右エ門の先役、新兵衛（註天明七と八年頃より善右エ門と交代するまで。終りの方は弥惣兵衛の相役として、庄屋役を勤めた。）が、算用方を色々手伝つてくれた。ところが、新兵衛も十二月に死んでしまつた。」（乍恐口上之覚）

また、「乍恐奉差上返答書」にも「…其後治助（註二代以前）も相果後役弥惣へえ新へえも相果其後分人も無之若年之家持斗ニて四良右エ門徳へえ杯恐ろしき者無之ニ付百姓之頭取いたし」とある。（註「分人も無之」とは、後述する四良右エ門の素性来歴等をさす）こういう状態が、騒動のおこる基盤として存在した。この時の年寄役は誰であつたか、たしかな事はわからないが、資料から推定す

されると、勘兵衛と当の四良右エ門であつたのではないかと思われる。

即ち、これまで庄屋として、長い間村民たちを支配してきた領役たちが、相次いでこの世を去り、一種の空白状態となつた。新米の庄屋善右エ門だけでは、とてもおさえ切れないと、そういう状況だったのだろう。

さて、いよいよ寛政八年、四良右エ門らの策動が開始される。「辰年正月十日居村勘兵衛方に村中相集り先役新兵衛殿勘定相改申冊□請相改申度候間御借シ被下」（乍恐口上之覚）と、百姓惣代二人が庄屋の所へ要求して来た。

そこで、庄屋善右エ門は「成程此方に諸帳面預り申有之候得共是は御上様之帳面又は百姓之帳面ニて此方ニ預り居申候得共外江かし申候事は得致不申手前役中老ケ年之算用成は此方江四五人で被參候得は何返ニても勘定相改為聞可申候」（全上）と返答した。

百姓は「老ケ年之勘定之義ニテは無御座先役新兵衛殿役中勘定相改申度由」重ねて言つたので、善右エ門は「それでは、大庄屋殿へうかがいを立て、その差額の上にしよう」と返答し、直ちに大庄屋へこの旨申し出た。

之挨拶故聞届了簡いたし可遣候間向後むかしの恩縁を不忘益ニハ先祖始父の墓所へ参り可申段申付」破風の件は解決した。  
ところが、「今ニ元助ハ益ニ墓参り仕候得共其外者ハ老人も參不申」という有様だった。そういう点が「元助実躰成ものニテ」といわれた所以であろう。そして其後「十ヶ年余ハ破風も出し」住居していた。

前述の通り、四良右エ門らと治助家とは経済的実力は逆転したが、なお四良右エ門らを成上り者と侮り、昔日の権威を保持しようとする治助家ら。それに対し、四良右エ門が

屋根に破風を上げた。二代以前の治助はそれを見て「毫人ニ而咎申処」四良右エ門は「申開き無之候哉早速茅ニ而包隠」すといふ状態がしばらく続いた。これを見て、四良右エ門伯父元助は「実駄成ものにて当村藤へえ（註新宮氏）恭伯（註医者、桑飼上村が無医村だったで、藤へえら新宮氏の者が骨を折つて由良村から招待し、以後代々永住した）兩人を相頼一度上候破風俄ニ隠シ候義外聞聞甚以難義千万ニ奉存候各様御両人治助へ歎き之断御申可被下」と頼んだ。そこで両人は承知して「其段治助へ挨拶申聞候所」治助は「各方

新宮氏、新兵衛は天明七七八年から庄屋、その間三年は、庄屋由里村茂左エ門となつてゐる。）この後治助家は、年寄役はしてゐるが、庄屋はしていない。重なる不幸により、次第に家運が傾いたのだろう。

新兵衛は「実躰成者にて村方大事と相勧めた。その頃由里村大庄屋新左エ門殿に、村借用銀が三拾八匁ほどあつた。新兵衛は「色々工夫をいたし役中ニ銀大方ニ返済仕今利足銀帳尻り毫々匁斗之所を新左エ門殿段々断申貴候而借用方相済シ」た。

そして「直ニ村方呼集右之段披露いたし右毫々匁申貴ひ請候銀子如何可致」と村方へはかつた。村人たちは「夫は其元骨折ニて貴請

いわゆる実力に物をいわせて、一步一步、自己の独立的地位を築き上げて来た経過がよくわかる。当然ここには対立関係が生じ、これが騒動の底流にあつた事は明らかである。

五 庄屋新兵衛のこと。

二のところの終りの方で、若干、新兵衛の事にふれたが、やはり「乍<sup>ハ</sup>恐奉<sup>差上</sup>返答書」によつて、それ以前のことを調べよう。

三代以前の庄屋治助が死んで、しばらくして、その弟新兵衛が庄屋役を仰付けられた。  
（註）安永九年より天明四年まで庄屋小左衛門

四良右エ門は、新兵衛の死後、この六百匁の返済を迫るのであるが、（前述二の終りの方）貧乏人を益々困らせるためとしか考えられない。それとも、新兵衛が金を貸した人選等に不公平があつたのか。四良右エ門の意図は明らかでない。「取込み居内申間」とある所を見ると、新兵衛が自分のふところに取り込んでいると、百姓たちに宣伝したのであるから。

しかし、実際に、新兵衛は難儀人に貸しておいた金を取かえして、四良右エ門にわたしたのだから、この処置によつて一番困つたのは、借りていった難儀人であろう。

取申候事ニ候故其元思召次第」と新兵衛に一任した。新兵衛は「然ハ手前存心ニハ今村内ニ至而難儀成者四五人有之候間是ヘ分賃き遣し度候残り四百匁余りハ手前預り置カリ足万以此後漬レ人出来候ハ、取立遣度存候前役替り候ハ、後役へ附送リニ可致と申」して預かつていた。

なぜ借用銀ができたのか。「色々工夫をいたし……」とは、どんな方法で借金を返したのか。興味ある問題だが、ここでは本筋でもないし、今まで資料もなないのでふれないとやく。

そのため、まず四良右エ門の来歴を、「乍  
恐奉差上返答書」によつて調べてみよう。  
桑銅上村に、代々庄屋役を勤める治助家が  
あつた。元祿年中、五代以前の治助（註文化  
八年の治助より五代以前）が「庄役相勤御用  
の向ニ而御上様へ罷出其帰り道ニて福井村ニ  
乞食之子供居申候ニ付何方之者と相尋候処」  
その子は「私ハ久田美村之者ニ御座候得共ニ  
親共相果兄弟も無之家屋敷等も無之誠ニ実な  
し子ニテ御座候由」申した。治助は「慈悲深  
き人ニ而連帰り銅立ニ召仕段々成長いたし候  
ニ付後は莊嚴寺之下ニ少シ之地屋敷を与ヘ地  
之者にして日々相勤」させた。これが四良右  
エ門の祖父にあたる人である。

其後治助は宝永元年に死亡、その子も治助  
と改名し、同じく庄屋を勤めた。（註宝永三年  
年、正徳四年の文書には、庄屋重右エ門とあ  
るから、子の治助がすぐ後をついて庄屋にな  
ったのではないらしい。享保五年には庄屋治

右エ門の祖父は「脯ひ方をいたし萬出し入迄打任せ爲相勤申候處主人之影ニ而次第長四郎勝手能相成候ニ付自然と主家不勤めニいたし折節極月すす払之節も治助殿より参り候様申遺候處病氣と偽り参り不申…」というような状態になつた。それで「主人家女ながら届きニ思ひ何方へ成共参可申と呵りを受」けたが、申わけもなく、他の人を頼んで断りをいい、許してもらうといつて始末だつた。長四郎はその後も「然共恩を忘れ追々不勤いたし」として「主家不首尾」になつていつた。

長四郎には男子四人、女子二人の子があつた。男子四人の子供は追々成長して、何方此方に奉公し、四良右エ門の父は「三代已前のお治助に段々詫言して奉公いたし（中略）次第長四郎は仕合よく只今居候地面杯も買求メ家居仕候由ニ御座候」というようになつたのである。それで村人は「…右隣之成立之者共ニ御座候」といふ。そこで村人は「…右隣之成立之者共ニ御座候」といふ。

人（註四良右エ門の父やおじ）は「丹波上林ニ居申候元順と申医者方に文通仕候節他国への文通に此方苗字なく候而も外分も済不申」と歎いたので、三代己前之治助より「水呑にも取立遣候上ハ苗子も新宮差免し可遣旨」申されて「甚だ難有悦申候」と村方は申伝えに聞いて承知している。

しかし、「只今本百姓ニも相成御座候へハ誰さからう者は御座なく」押しも押されもせぬ地位にのし上つたのである。祖父から三代にわたつて艱難辛苦、不屈の努力を以て下積みの境遇からぬけ出る努力をつづけた。運もあるだろうが、現在の地位に至つたのは、文字通り涙と汗の結晶といふべきであろう。

以上が四良右エ門の大体のなりたちである。庄屋善右エ門がてこずるのも、無理はない。

く「難儀人遣置候銀子取消」元り六百五十一匁  
八分八厘<sup>ク</sup>を渡した。(乍恐奉差上返答書)  
三、四良右エ門の来歴

助となつてゐる。即ち、重右エ門は治助の弟で、兄の死後後をついで庄屋を勤め、その後子の治助が庄屋になつたようである<sup>(9)</sup>ところが、この治助も三十六才で死んで、あとの子供は男子老人、女子三人でみな幼く、嫁舅女

方一統ニ尊敬は得不仕候義ニ御座候」とい  
状態で、はだか一貫からたたき上げた新興勢  
力四良右エ門に対し、治助家を中心とする新  
宮一族は、決して良い感情は持っていないなかっ  
た。

七人出入為致々わづか宛の心附いたし候ゆ  
へ至而愚意者共日夜丹那之様ニ思ひ出入仕候  
四良右エ門手下同様ニ何事も申付候」という  
状態で、四良右エ門は村のボスとなつた。父  
や祖父の時代にひきくらべ、四良右エ門は得  
意思うべしである。これまで所々に「使をや  
つて」と書かれているのは、これらの取巻き  
連のことであろうか。

ところが、四良右エ門は「何之意趣含ミ申  
候ニや有在手下同様之者一両人呼寄密ニ相頼  
申候ニハ新困始メ其外新宮氏ノ者へ火を付焼  
払呉様ニ申付」けた。昔ほどではないとはい  
え、やはり目ざわりな新宮氏の旧勢力：この  
機に一舉に：という気があつたのか。それと  
も、新宮氏ら村役人層のでっち上げか、その  
辺のところは、これだけではつきりしない。

さて、そのいつけられた者は「愚意ノ者  
共ニ候得共ニハあきれ果命かけ義故おそろ  
しく相成俄ニ変心仕扱々惡心成人と思ひ早速  
村内へ右之段白状」した。そして、その外の  
これまでの悪だくみのことも、皆白状した。  
(註、これらのこととは「口上にて申上度」と  
して記していない。したがつて、何もわからな  
い。)

七 小百姓より大庄屋への願書

(その二)

次に、小百姓の二回目の願書「奉願口上之  
覚」を掲げることとする。この文書の初めの  
部分は「二」の終りの方に書いたから省略し  
て、そのつづきから掲載しよう。

(前略)

一、定使先年より増米遣し申定之所辰ノ年  
定使安之丞へ四良右エ門私意ヲ差挾遣  
し不申候

一、已ノ年より定使庄三良相勤申候所六斗  
増遣し申候尤先年ハ人足割帳ニ而三斗惣  
使割帳ニ而三斗遣し申候所四良右エ門差  
図ニて家割ニ仕候

一、五穀成就所々御初穗虚無僧割等も先年  
より惣使へ出し來り候所辰ノ年より家割  
仕候

一、油良御見<sup>カ</sup>先年より惣使割來り候所家  
割仕候

一、宿米先年より惣使割來り候所家割仕候  
一、稻下見我まゝニきさ取仕候事

一、狐敷御上敷下小口凡十間四方先年より  
村方難義人死去之節一式本ツ、貰來り候  
所四良右エ門年寄役相勤候節より持敷仕  
居申候間此義相互し可<sup>□</sup>候

一、借用利足用捨銀庄屋付送りニ預り御座  
候所辰ノ年四良右エ門以差スヲ不直<sup>カ</sup>之取  
計ニ付難義人之内ニも一錢文も貴不申入  
も御座候間御正し奉願上候

一、辰ノ年願之筋ニ付入用銀と申一軒前三  
匁より五分を落として割仕候尤四良右エ  
門方へ相集中候故右之帳面一見仕度候外  
ニ御役人方ニ御出し入用ハ村役御三人よ  
り御出し被成候

右はあらましケ条書差上申候近年四良右エ  
門徳兵衛兩人倭<sup>カ</sup>を以御役人之差図モ不用  
諸事新規之事を申出シ下々難渋仕ニ付御慈  
悲以宜御取計奉願上候 以上 小百姓

この願書では、先にあげた「乍恐奉願口上之  
覚」につづいて、

一、四良右エ門らが帳面に墨をかけて、消  
した事柄

二、割物を多く家割に改めたこと。

三、狐敷を自分の持敷にしたこと。

四、借用銀利足用捨銀の取計らいの不公平  
と割り残り銀百匁六分の不正

五、願之筋入用銀と称して集めた金の収支  
明細についての疑義

等を訴えている。

それにしても、庄屋がいるにもかかわらず  
それをさし置いて、なぜ四良右エ門にこんな  
事ができたのか。庄屋留守中とはいえ、地頭  
はすでに「乍恐奉願口上之覚」を提出して、大  
庄屋へ訴え出た以後の時点まで到達した。  
ここで、再びはじめにかえり、この騒動の  
事実を調べよう。

以上、四良右エ門の来歴にはじまって、こ  
こまで「乍恐奉願口上之覚」によって、長々  
姓らは「新宮斗の株でもなし双方よりおろし  
可申」と申し合わせた。四年以前と同様、百  
姓達はまた騒ぎ始めた。しかし、今度は全く  
逆の方、四良右エ門へ向かつて…。

そして、寛政十一年「未ノ六月夜分ニ村中  
参り破風をおろし可申段申入若於違背双方手  
かけおろし可申」といつて、村中の百姓が四  
良右エ門方へおしかけた。四良右エ門は「お  
ろすべき筋と存候哉」自分で破風をおろした。  
こうして、水呑小百姓を中心とする惣百姓  
の支持を失った四良右エ門の立場は逆転し、  
かえつてこれまでの非を追求される身となつ  
た。一方、庄屋善右エ門らは、百姓の支持を  
得て勢をもり返し、四良右エ門らを窮地に追  
持ち出して来た。

即ち「先達而治助より差免し被申候破風之  
義も新へえよりおろさせ候様ニ惣方より申ニ  
付早速新へえより長四郎を呼申付候處不相用  
ひ候」百姓達は、治助が許可した四良右エ門  
宅の破風をおろさせるよう、新兵衛に申し入  
れた。新兵衛は長四郎（註四良右エ門の従兄  
弟か伯父であろう）を呼んで、右の事を申し  
付けたが、四良右エ門は承知しなかつた。四  
良右エ門の立場としては当然であろう。

しかし、そのままおさまるはずはない。百姓  
らは「新宮斗の株でもなし双方よりおろし  
可申」と申し合わせた。四年以前と同様、百  
姓達はまた騒ぎ始めた。しかし、今度は全く  
逆の方、四良右エ門へ向かつて…。

そして、寛政十一年「未ノ六月夜分ニ村中  
参り破風をおろし可申段申入若於違背双方手  
かけおろし可申」といつて、村中の百姓が四  
良右エ門方へおしかけた。四良右エ門は「お  
ろすべき筋と存候哉」自分で破風をおろした。  
こうして、水呑小百姓を中心とする惣百姓  
の支持を失った四良右エ門の立場は逆転し、  
かえつてこれまでの非を追求される身となつ  
た。一方、庄屋善右エ門らは、百姓の支持を  
得て勢をもり返し、四良右エ門らを窮地に追  
持ち出して来た。

しかし、この見方は、先に述べたように皮  
相的であつて、百姓たちは両方の間にあつて  
躍らされたというのが実状であったかも知れ  
ない。いずれにせよ、四良右エ門らが、水呑  
小百姓に諸割物の負担を多くおしつけること  
によつて、自己の負担を軽くしようとした事  
は事実で、これが、四良右エ門らの敗北を決  
定的にした原因である。

以上、四良右エ門の来歴にはじまって、こ  
こまで「乍恐奉願口上之覚」によって、長々  
と説明を加えて来た。そして、今ここに漸く  
寛政十一年末の二月、水呑小百姓が冒頭にか  
けた「乍恐奉願口上之覚」を提出して、大  
庄屋へ訴え出た以後の時点まで到達した。  
ここで、再びはじめにかえり、この騒動の  
事実を調べよう。

越一々御申聞」とあり、「奉誤一札之事」に  
も「銘様方御越シ被成一々御申聞被成候所」  
と書かれているから、大庄屋と三人の庄屋の  
うちの誰かが、現地へも来て調べたらしい。  
そして、四良右エ門、徳兵衛も一度呼出し  
を受け（註「済口一札之事」にも「兩度御呼  
出しを受けた。）大庄屋より、吟味のうえ御  
呵りを受けた。また、これから的事と前後の  
程はわからぬが、六月には破風問題が再燃し  
て（六に前出）惣百姓らが四良右エ門の家に  
おしあげ、その圧力によって破風を下ろさせ  
るという、事件があった。

そして、七月には四良右エ門らが大庄屋に  
対して「一言之申分ケ無御座奉誤入候」と詫  
り「奉誤一札之事」を差し出し、百姓達も大  
庄屋の裁定を納得して「済口一札之事」を提  
出して、寛政八年の初めから、十一年の七月  
に至るまで、約三年半にわたる騒動は、一応  
落着するのである。（註、勿論、三年半とい  
つても、九、十の二年間は、別に何事もなか  
つたのだろう）

今ここに、「済口一札之事」「奉誤一札之  
事」を掲載し、前の二通の願書と比較して、  
大庄屋の裁定を検討してみよう。

御難済申上間鋪候尤四良右エ門徳兵衛両  
人共村方一統金銀貸シ借仕間鋪候然共誤  
入候上は加ヘ不便ヲ可遣候為後日之済  
口証文仍而如件  
寛政十一年末ノ七月  
桑銅上村  
(以下惣百姓名  
百五十名省略)  
年寄 新兵衛  
同 勤兵衛  
庄屋 善右エ門  
同地頭村 吉左エ門門  
志高庄村  
三右エ門殿  
大川庄村  
茂左エ門殿  
大保庄村  
金次郎殿  
前書之通相違無御座候以上  
庄屋  
金次郎  
庄屋

一、奉誤一札之事  
一、村方古來之諸割物仕法不宜割替可仕  
四年以前辰年銘々共頭取仕新規ニ割物仕  
法を拵ヘ村御役人方迄願出候所不宜と被  
思召候哉御差留メ被成候得共拂而御願申  
ニ付被入御念人々口書ニ印形御取被成願  
之通被仰付候所小百姓方差因難済ニ相成  
其上庄屋役所人足帳等差略仕拂以御役人  
方御心労其上色々ニ惱メ候ニ付此度村方  
一統として大庄屋様迄訴状書被差上候ニ  
付銘々共兩度御呼出し御吟味之上御呵り  
被仰付其上銘様方御越シ被成一々御申聞  
被成候所諸事拂成取斗一言之申分ケ無御  
座奉誤入候殊ニ四年来村方騒動為仕其上  
先御役新兵衛殿由里村新左エ門殿より貰  
被置候割賦銀割り残り百目六分九人之者  
江相渡候様申上候得共相手方請取不申と

も「銘様方御越シ被成一々御申聞被成候所」  
と書かれているから、大庄屋と三人の庄屋の  
うちの誰かが、現地へも来て調べたらしい。  
そして、四良右エ門、徳兵衛も一度呼出し  
を受け（註「済口一札之事」にも「兩度御呼  
出しを受けた。）大庄屋より、吟味のうえ御  
呵りを受けた。また、これから的事と前後の  
程はわからぬが、六月には破風問題が再燃し  
て（六に前出）惣百姓らが四良右エ門の家に  
おしあげ、その圧力によって破風を下ろさせ  
るという、事件があった。

そして、七月には四良右エ門らが大庄屋に  
対して「一言之申分ケ無御座奉誤入候」と詫  
り「奉誤一札之事」を差し出し、百姓達も大  
庄屋の裁定を納得して「済口一札之事」を提  
出して、寛政八年の初めから、十一年の七月  
に至るまで、約三年半にわたる騒動は、一応  
落着するのである。（註、勿論、三年半とい  
つても、九、十の二年間は、別に何事もなか  
つたのだろう）

今ここに、「済口一札之事」「奉誤一札之  
事」を掲載し、前の二通の願書と比較して、  
大庄屋の裁定を検討してみよう。

一、安之丞増給之儀は先格之通相渡し候様  
被仰付奉承知候  
一、稻下見之儀は村役人頭百姓立会ニ而見  
定メ候様被仰付奉承知候  
一、油里村仙右エ門殿持之御田地四良右  
エ門徳兵衛世話仕下直成所も高直ニ壳付  
候様申上候所右兩人之者不埒之儀有之候  
得共御田地之儀直段高下は可有之と被仰  
御尤ニ奉存候  
一、油里村新左エ門殿より先御役庄屋新兵  
衛殿貰被置附送リニ相成候銀子之儀は村  
役人思召次第ニ可仕候所四良右エ門徳  
兵衛兩人申張候ニ隨村中我儘之割仕候故  
甲乙有之候様申上候得共右頭取兩人不調  
法と申誤入候上は今度書上候加条之口々  
並ニ是迄之儀少シ茂申分ノ無御座候依而  
銀子三百匁四良右エ門徳兵衛兩人科料と  
して差出シ候様被仰付村方へ被下置三年  
之間村方難済も有之費等之次第も可有之  
間割賦仕候様被仰付難有奉存候右割物之  
儀は古來之定法を本として御差略之上被  
仰付奉承知候然ル上は永々相用何れ之難  
済等出来仕候共毛頭申分ケ無御座候以来

一、狐藪四良右エ門持地端江生出シ之御藪  
之分私地端故御藪番相勤候節奉預り今以  
返上不仕候ニ付今度村方より大庄屋様迄  
被申上候所御吟味之上返上仕候様被仰付  
奉承知候  
一、右兩人親類之者共是迄加裏見村方御難  
済ニ相成不申候様ニ三年□付可遣候所同  
體ニ相成申分ケも無御座候以後兩人共我  
盡惡ニ之次第御座候は早速可申上候隠置  
御難題出来仕候節は同罪ニ被仰上候而も  
御恨とは不奉存候並銘々共相慎可申候依  
而加印仕差上申候 以上  
寛政十一年

○庄屋の帳面を消したこと  
○稻下見の件  
○定使安之丞の件  
○狐數の件  
○利足用捨銀の件

庄屋の留守中の人足割の時、庄屋の帳面に書いてあることを消した。(消した事柄は、本文三参照)

先年より増米の申し定めの所、四良右エ門は安之丞には遣わさなかつた。

我ままで、きざ取つた。

去年から、村の難儀人が死んだ時、二本ずつもらつていたが、四良右エ門が自分の持蔵にした。

①庄屋付送りになつていたが、四良右エ門が差図して、不直の取計いをし、難儀人

○諸割物の下  
（諸割物の下）  
（「庄屋の帳面を消した事」の下、なし）  
（「定使安之丞の件」の下）  
（「安之丞増給の儀は、先格の通りするよう仰付けられ、承知した。」）  
（「稻下見の件」の下）  
（「狐數の件」の下）  
（「利足用捨銀の件」の下）  
（「利足用捨銀の件」の下）

諸割物の割替をして小百姓方が難渋したこと、庄屋役所の人足帳等差略したこと等、我ままであるましいについて、一言の

中には、一文もちらつていらない者もある。  
②割□百匁六分、四良右エ門がとり込んでくる。  
○辰の年頃の筋入用銀として、割をして集めた金の件

帳面を見たい。

申分け毛頭ない。  
申分けもできず、あやまり奉る。

（「庄屋の帳面を消した事」の下、なし）  
（「定使安之丞の件」の下）  
（「安之丞増給の儀は、先格の通りするよう仰付けられ、承知した。」）  
（「稻下見の件」の下）  
（「狐數の件」の下）  
（「利足用捨銀の件」の下）  
（「利足用捨銀の件」の下）

（「利足用捨銀の件」の下）  
（「利足用捨銀の件」の下）

同	徳兵衛 判
四良右エ門 親類	
同 長四郎 判	
同 弥三郎 判	
同 民八 判	
同 德兵衛親類	
同 十右エ門 判	
同 忠右エ門 判	
志高庄村屋	
三右エ門殿	
大川庄村屋	
茂左エ門殿	
大俣庄村屋	
金次郎 殿	
伊左エ門殿	

前書之通相違無御座候以上

庄屋 金次郎 判

大庄屋 金次郎 判

茂左エ門判

三右エ門判

次に、これら四通の書状の内容を、表にす  
ると、次のようになる。

○諸割物  
乍恐奉願口上之覚

奉願口上之覚

三、田辺への初年貢  
割にしてほしい。

持ちの人足は、先

年は高割であつた

が、近年は出捨て

に申しつけた。

四、社堂割、先年は

家へ少し掛け、残

りは高割であつた

が、近年は高へ少

し掛け、皆家割で

ある。

五、竜役、宿米前々

は物割だつたが、

近年は家割になつた。

六、運上銀は、先年

は家へ少々掛け、

残りは皆高割だつたが、近年は残ら

ず家割になつた。

七、丁送り、三拾石

高持も、三石一石

又は五斗高持も

人前である。

一、当村の割物はこれまで、みんな、少しばかり家にかけ、残りは高割にしていた。  
また、家割の分も高持から、用捨を請けていた。  
ところが、四良右エ門、徳兵衛のいう通り割替を願い出ると、小百姓の生活は難儀になつた。  
それで、これまで通りの、割物仕法にもどしてほしい。  
二、近年、御上納入木は、全部家割である。これを、高

①定使への増米、先年は人足帳より三斗、惣使帳より三斗だつたが、四良右エ門の差図で、家割になつた。  
②御初穂、虚無僧割等、先年より惣使家割にした。  
③油良御見舞、先年から惣使割にしていたが、家割にした。  
④宿米、先年より惣使割だつたが、家割にした。（五にて同じ）  
三、近年、御上納入木は家へ少々掛け、残りは皆高割だつたが、近年は残らず家割になつた。  
四、社堂割、先年は物割だつたが、近年は家割になつた。  
五、竜役、宿米前々は物割だつたが、近年は家割になつた。  
六、運上銀は、先年は家へ少々掛け、残りは皆高割だつたが、近年は残らず家割になつた。  
七、丁送り、三拾石高持も、三石一石又は五斗高持も人前である。

一、当村の割物はこれまで、みんな、少しばかり家にかけ、残りは高割にしていた。  
また、家割の分も高持から、用捨を請けていた。  
ところが、四良右エ門の差図で、家割になつた。  
①定使への増米、先年は人足帳より三斗、惣使帳より三斗だつたが、四良右エ門の差図で、家割になつた。  
②御初穂、虚無僧割等、先年より惣使家割にした。  
③油良御見舞、先年から惣使割にしていたが、家割にした。  
④宿米、先年より惣使割だつたが、家割にした。（五にて同じ）  
三、近年、御上納入木は家へ少々掛け、残りは皆高割だつたが、近年は残らず家割になつた。  
四、社堂割、先年は物割だつたが、近年は家割になつた。  
五、竜役、宿米前々は物割だつたが、近年は家割になつた。  
六、運上銀は、先年は家へ少々掛け、残りは皆高割だつたが、近年は残らず家割になつた。  
七、丁送り、三拾石高持も、三石一石又は五斗高持も人前である。

一、当村の割物はこれまで、みんな、少しばかり家にかけ、残りは高割にしていた。  
また、家割の分も高持から、用捨を請けていた。  
ところが、四良右エ門の差図で、家割になつた。  
①定使への増米、先年は人足帳より三斗、惣使帳より三斗だつたが、四良右エ門の差図で、家割になつた。  
②御初穂、虚無僧割等、先年より惣使家割にした。  
③油良御見舞、先年から惣使割にしていたが、家割にした。  
④宿米、先年より惣使割だつたが、家割にした。（五にて同じ）  
三、近年、御上納入木は家へ少々掛け、残りは皆高割だつたが、近年は残らず家割になつた。  
四、社堂割、先年は物割だつたが、近年は家割になつた。  
五、竜役、宿米前々は物割だつたが、近年は家割になつた。  
六、運上銀は、先年は家へ少々掛け、残りは皆高割だつたが、近年は残らず家割になつた。  
七、丁送り、三拾石高持も、三石一石又は五斗高持も人前である。

一、当村の割物はこれまで、みんな、少しばかり家にかけ、残りは高割にしていた。  
また、家割の分も高持から、用捨を請けていた。  
ところが、四良右エ門の差図で、家割になつた。  
①定使への増米、先年は人足帳より三斗、惣使帳より三斗だつたが、四良右エ門の差図で、家割になつた。  
②御初穂、虚無僧割等、先年より惣使家割にした。  
③油良御見舞、先年から惣使割にしていたが、家割にした。  
④宿米、先年より惣使割だつたが、家割にした。（五にて同じ）  
三、近年、御上納入木は家へ少々掛け、残りは皆高割だつたが、近年は残らず家割になつた。  
四、社堂割、先年は物割だつたが、近年は家割になつた。  
五、竜役、宿米前々は物割だつたが、近年は家割になつた。  
六、運上銀は、先年は家へ少々掛け、残りは皆高割だつたが、近年は残らず家割になつた。  
七、丁送り、三拾石高持も、三石一石又は五斗高持も人前である。

奉行所は、その訴状に基づいて村方へ質問し、惣百姓が十か条にわたって返答した。その草稿が本書である。この返答書の騒動に關係あると思われる部分は、ほとんど参考として、前にあげたので、ここでは、そのもれで、いる部分について簡単にふれ、更にこの騒動を明らかにしたいと思う。

本書の冒頭に、次のように述べている。

一、当村四良右エ門儀前々大庄屋伊左エ門殿  
御取斗ひニ而事済仕候一条又候此度御上  
様之御訴訟奉申上候ニ付一々返答書被仰  
付乍恐奉差上候（以下略）

これは、今説明した通りである。つづいて四良右エ門の祖父の生い立ちから、現在に至るまで（前出「」）について述べている。

二条目には、「四良右エ門が願書に「金屋村で新宮氏の系図を撲失した」といっているが右のような成り立ちの者だから、そんな物を持つてはいるはずがないと述べ、つづいて「新宮氏の苗字を許されて喜こんだ」こと（前出三）が書いてある。

三条目は、明和年中当村氏神の棟札に、四良右エ門の父の名ではなく、寄進板には、治助像ができる。

四条目は、丹波西方村に帶刀と申す縁者があるといふことを願書に述べているが、一こううに知らない。この家は昔、歴々の者だつたそうだが、今は見る影もなく貧窮している。その他、立派な縁者があるように述べているが、たゞ、どのような縁者があつても、前述のような成立ちの者だから、村の者は尊敬しないということ。

五条目は、新兵衛の村借用銀利息用捨銀のこと（前出五）六条目は、天明年中の破風問題（前出四）と、割物割替の時の状況と、それによつて、水呑小百姓が難渋したこと（前出一）七条目は、寛政十一年六月の破風をおろさせる事件（前出六）を述べているが、これらのことは、前にくわしく説明したので省略する。

ただ、「破風を下ろさせた事件」について述べた後で、「その時、地頭村吉左エ門と、当村恭伯両人が、長四郎方へ来て見物していき」と、四良右エ門が訴えたことについて、「恭伯ハ医師の事吉左エ門ハ加役之儀故若喧嘩口論申候ハゝ取鎮メ挨拶可致存心と奉存候

八条目には「当村恭伯が、普請して破風を上げた」と願書に申し上げているが、恭伯は由良表で代々医家で、歴々の人である。殊に当村に医師がなくて、大へん不自由だったのと、此方から頼んで請題（招待）した人である。それを「四良右エ門<sup>ハシタケル</sup>ノ成立ニテ申上候ハ不遠慮千万御座候事」と答えていた。申上候ハ不遠慮千万御座候事」と答えていた。

九条目は、過料銀の件、寄合に弊を出すこと等は、万事、大庄屋伊左エ門殿名代三人の庄屋の申し付けで、もう済んだことで、「済状一札」「誤り証文」に委細記してあるから御覽に入れるということ、

十一条目、寺より御許しの居士大師<sup>マダラ</sup>の儀は、「元来寺へ厚孝もいたし旧来免し來候者ならてハ御免ハ無之候処前書之成立之者へ御免被成候故」お寺へ、その「思召之段」を尋ねたが、これも大庄屋伊左エ門殿の挨拶で一統納得し、すんだ事であるということ。

以上の通りの内容である。

そして、そのあと、

右任仰 一々返答書奉差上候得共先大庄屋伊左エ門殿御取斗ひにて諸事済状御座候

めた金の件」の下) 有るはずの帳面がな  
い。(「結論」の下)

(1)の銀子は、村方が三年間難済もあり、費用もかかったので割賦する。

(1) 科料として、四百右エ門より銀子貳百目、徳兵衛より百目計三百目を差し出す。

(2) 以後、村方算用事に限らず、何事にも、一切さしてをりしない。

(3) 御用向寄会等の時も棒を出し、我々は一切出ない。

(4) 村の内で、金銀の借り貸しは一切しない。

(1) 科料として、四百目  
右エ門より銀子貳  
百目、徳兵衛より  
百目計三百目を差  
出す。

(2) 以後、村方算用事  
に限らず、何事に  
も、一切さしでを差  
りしない。

(3) 御用向寄会等の時  
も、碎を出し、我々  
は一切出ない。

(4) 村の内で、金銀の  
借り貸しは一切し  
ない。

(5) 親類の者も意見を  
して、村方が難渋

申し上げ、もし隠し置いて難題ができたなら、同罪となつても恨みとは思わない。

---

以上の通りである。

しかし、「済口一札之事」には、他の三通には全く見かけない事も書かれている。

それは、

一、油里村仙右エ門殿が所持していた田地を、四良右エ門、徳兵衛がせわして、下値の所も高値に売付けたように申し上げたが、「右両人の者が、不埒の儀はあつたけれども、田地の直段の高下はあるだろう。」と仰せられた。ごもつともと思ひます。

一、油里村新左エ門殿より、安次郎の父が切畑一か所貰つて置いたよう申し上げたので、御吟味され、「譲り状がない上は

門徳兵衛には無関係のようであり、特に、三つ目は、何のことだか意味もわかりかねる。これらのこと、この騒動と関係があるのか、それとも、この騒動とは無関係に、別の願書があつたのか、どちらともはつきりしない。それから、狐藪の件は「雪折竹」と称して竹を切つていたなどという内緒事がばれて、とんだやぶへびだつただろうと、苦笑させられる。

以上のようなことで、大体けりがついたようであるが、しかし、實際はそうではなかつたらしい。感情的な対立は、なお後まで尾をひいて残つたようである。

六 その後：乍恐奉差上返答書

この書状については、はじめに少し説明しておいたが、寛政十一年未の年から、ちょうど十二年をつた、同じ未來の文化八年に、こんどは四良右エ門が、奉行所へ訴え出た。その訴状は無いので詳細は不明であるが、返答

申口は立たない。」と仰せられ承知しました。  
しないようすべきであったが、この  
ようになつて申し訳がない。

間是を以御賢慮成シ可被下候四良右エ門儀右躰之惡工ミいたし（中略）村方難儀人に少し之慈悲情ケも不仕諸事身勝手斗をいたし申候依之中々村方睦間敷可參様ハ無御座候村方難儀人えハ加情自分頭取いたし頼母子等も取立遣し候様慈悲心有之候へハ自然と村方より奇特千万と申様ニ相成可申候得共鬼角村方野心差挾候様成事斗を工ミ出し始終ハ為身も敷有間敷奉存候乍忍右趣御賢察成シ被下以御慈悲諸事柔和相成候様被下仰付候ハ、難有仕合可奉存候

一

## 近世初期における

丹後 の 檢 地 に つ い て

真 下 八 雄

信長（朱印）

天正九  
九月七日  
惟任日向守殿

残し、また誤りも多々あることと思う。この弱点を補うためにも、願書の原文ができるだけ「なまのまま」で掲げ、資料を忠実に紹介することに、努めたつもりである。

また、本資料は、かなり具体的な事実がもりこまれているので、騒動の事実を別としても、なお興味深い問題を、数多く含んでいるようと思う。しかし、本稿では、騒動の事実を柱に思われる。

近世初期の検地の中で、「太閣検地」の一地一作人の原則により作職を決定した耕作農民を直接貢納責任者として掌握し、また中世諸職の錯雜した莊園的土地位所有・保有関係を整理・単純化して、大名対百姓という階級関係を基軸とする農村支配を確立した歴史的意義が力説されてから既に十数年を経過するが、本稿は右の評価を前提としつつ丹後地方において実施された初期の検地について述べみたい。

丹後國領知方之事、國中無所残遂糺明、諸織田信長朱印状

ところで、丹後国では豊臣秀吉の検地は存せず、この検地の役割を果たしたのは後述する慶長七年の当国主京極氏によるそれであるが、しかしその以前、丹後が織田信長の全国統一事業に席巻された天正九年に、次に示す細川文書（二）で知られる通りの検地が実施されている。

藤孝公（略、天正八年）八月二日御入国と言ふ是宮津知府の濫觴也。從是國中御検地明ル天正九年三月丹後國御図帳上せ被成候。其高拾壹萬口七百石之由

として究明に努めたので、それらの点に、深く立入ることができなかつた。

そういう点の今後の研究もふくめて、本文が、桑飼上村といふ地域の特殊性を超えて、田辺藩に於ける当時の村の状勢について、何らかの普遍的な結論を導き出す一助ともなれば、この上もない光榮である。

給人手前面々、指出之員數無相違宛行、於余分者、其方任覚悟、軍役已下速可申付也

天正九  
三月五日  
長岡兵部大輔とのへ  
信長（朱印）

一色知行、今度出来分前後引合式万石之通、以檢地之員數引渡候、残所長岡兵部大輔可遣之候也

天正九  
九月七日  
惟任日向守殿  
信長（朱印）

すなわち両史料によつて、天正九年（一五八一）丹後国における信長の指出徵収・検地それに基づく知行割がうかがわれる。（宮川満、太閣検地論第三部）

また国元の史料によつても、例ば「宮津旧記」に

このことは、村方の弁明が長々と、四良右エ門の生い立ちからはじまつた一条、二条、三条、六条等ほとんど全文にわたつてゐる事からも推察できる。十条目の居士大師の件もこの事と、決して無関係ではない。

また、清書をした際の書きつぶしと思われる物の中の第一条目には、次のような文も書かれている。

「（前略）然ル所七十九年前享保十八年子息与三郎（註治助の子）と申ハ未十四才ニ御座候へ共三平長四郎ハ此時五十四才ニ而未治助地之者と御宗門帳面扣ニ相記御座候（中略）右宗門帳面ニも相記有之ニ御座候へ共只今本百姓ニも相成御座候へハ誰さかろう者は無御座候」（後略）

ここに於ても、村方の者が「地之者跡」と言つた事に対する四良右エ門からの抗議の訴えと、その件に関して、奉行所からの質問があつた事がわかる。そして、この騒動が、單に割物仕法の問題だけでなく、複雑な感情対立が、その底流にあつたことが想像できるのである。

：おわりに…

これまで紹介してきたことは、前文に述べ

たように、騒動と呼ぶにはふさわしくない、ごく平凡さしい事で、これに似た事は、當時、各村隨所にあつたのではないかと思う。ただ、資料が残つてゐるか、失われたかの違いだけである。

しかし、平凡なこと、必ずしも重要でないことは限らない。むしろ、日常的な、平凡ささない中にこそ、歴史の重要な問題をふくんでゐるのではないかとさえ思われる。何となれば、ごく平凡な、日常的な小さな変化が徐々に、しかも不斷に積み重ねられ、長年月かかって動いて行つたあとが歴史だからである。歴史は、将来もこのような歩みを続けるだろ。そして、大部分の事実は消えていくであろう。過去のことが、現在ほとんど消え去つて、残つていないのと同様に…。

わたしは、こういう無名の、平凡な庶民の日常不斷の歴史の歩みが知りたい。そして、その事実は、その事の是非善悪を超えて、我々に直接血のつながつた祖先の、歴史の歩みとして、深い親しみを覚えるのである。以上で、桑飼上村に於ける寛政年間の出来事についての、説明を終りたいと思う。しかし、わたしの基礎知識の浅薄さと、研究不充分のため、なお幾多の疑問、未解決の部分を